

〈短期保証〉				
対象箇所・部位		保証内容	保証期間(年)	保証適応外
巾木(基礎仕上げ面)	立上り部分の仕上げ材	モルタル仕上げ部分の剥離・損傷	3	巾2mm以下の亀裂
外部床	主要構造以外のコンクリート部分 タイル・煉瓦・石等の仕上げ材	モルタル仕上げ部分の亀裂・破損 タイル・煉瓦・石等のはがれ・割れ	5	巾2mm以下の亀裂・目地切れ 白化現象・コンクリート鏝ム・色ム
内部床	室内床・階段の下地及び仕上げ材	材質の変色・変形・反り・割れ すき間・きしみ・浮き・床鳴り	5	設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの 過度の暖房によるもの 機能上差し支えないもの 天然木
内部 天井壁	室内壁の下地・仕上げ材 造作材・クロス	変形・変色・反り・剥離・割れ コーキングの剥がれ・切れ	3	強度上、機能上影響のない亀裂 重量物設置に起因するもの 1mm以下の隙間 過度の暖房によるもの 照明による陰影
外壁	下地材・サイディング タイル・塗装	変形・破損・モルタルの亀裂 サイディングの変形・割れ シーリングの亀裂・はがれ タイルの割れ、はがれ 著しい錆び・塗装の剥がれ 白亜化・亀裂の著しいもの 製造メーカーの定めがある場合はそれによる	8	強度上又は機能上影響のない亀裂・変形・割れ (巾1mm以下の亀裂) 過度の暖房によるもの 軽微な塗装面の変退色、変形
屋根・庇	屋根葺材及び水切 雨押板金・下地材	破損・剥がれ・スレ・脱落	5	標準以上の積雪に起因するもの 陶器瓦の表面の細かいひび割れ 製造メーカーの定めがある場合はそれによる
雨樋	軒樋・壁樋・受け金物	脱落・破損・排水不良	5	標準以上の積雪 凍結・落葉等の異物の詰まりによるもの
外部金物	面格子・手摺・換気口 外部付属部品等	変形・破損・取り付け不良	5	標準以上の積雪に起因するもの
建具	外部サッシ・金属扉・木製扉 内部木製ドア・和室建具 (内外外部付属部品含む)	反り・変形・建付け作動不良 部品の故障	3	作動に影響を及ぼさない反り 雨、日照りによる変色 暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の浸入 ガラスの破損(熱割れも含む) 模紙・障子紙の破損 過度の暖房によるもの
断熱	断熱・防露	結露による内装材の変色 破損・加圧	5	天井壁床の防露工事を行っていない部分 水蒸気の発生する機器の仕様 サッシガラスの結露 浴室・洗面所・トイレの結露
給排水設備	給水管・給水栓・排水管・トラップ ※合併浄化槽	破損・水漏れ・作動不良 排水不良・取付け不良 製造メーカーの定めがある場合はそれによる	5	凍結による水漏れ・破損・異物のつまりによる排水不良 水道の供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによる ウォーターハンマー・排水音 ※浄化槽については管理業者との保守管理契約を結ばないもの 車両など重量物(2トン以上)の荷重によるもの 機器使用説明書による維持管理が不適切な場合
電気設備	分電盤・配線・スイッチ・コンセント 照明器具・インターホン	破損・作動不良・取付け不良	5	蛍光灯・電球(LED含む)、電池等の消耗品 電力等供給会社の責任によるもの 製造メーカーの定めがある場合はそれによる
給排気設備	換気扇・換気口・レンジフード 24時間換気	破損・作動不良・取付け不良	5	製造メーカーの定めがある場合はそれによる
ガス設備	※ガス配管・ガス栓 給湯機	取付け不良によるガス漏れ	5	※ガス配管・ガス栓は配給ガス会社による 給湯機の電球、電池、パッキン等の消耗品および凍結扱いの不備 製造メーカーの定めがある場合はそれによる
住設機器	システムバス・システムキッチン 洗面台・便器	破損・水漏れ・作動不良 排水不良・取付け不良 製造メーカーの定めがある場合はそれによる	5	凍結による水漏れ・破損・異物のつまりによる排水不良
冷暖房設備(床暖房共)	配管・配線・機器	破損・結線不良・作動不良 排水不良・取付け不良 製造メーカーの定めがある場合はそれによる	5	使用上の不注意及び維持管理不十分で起因するもの
その他	濡れ縁・バルコニー・外部階段 通り付け家具、手摺	材料の変色・変形・反り・割れ 隙間・ゆるみの著しいもの	3	木部の乾燥収縮による、機能上差し支えない反り・ひび割れ・変色 設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの 標準以上の積雪に起因するもの
外構	門扉・カーポート・塀・ブロック フェンス・アプローチ・カーポート 門灯・サインポスト	破損・作動不良・取付け不良 排水不良・亀裂	3	変色・巾2mm以下の亀裂・隙間・段差 製造メーカーの定めがある場合はそれによる

※その他保証できない事項

- ・地震、台風、水害等天災による事で起因される損傷又は破損
- ・煤煙、薬品、鳥害、塩害等の外的要因による劣化
- ・車の交通量(特にバス、トラックなどの大型車)の多い立地において起こりうる感覚的現象。又は振動、騒音の影響による損傷
- ・他社又はお客様自身において手を加えられた場合の取り合い箇所